

- 国土交通省は令和7年度から、政策上、特に優先して対策すべき事項について取組が実施されていない又は不十分な大臣認可水道事業者等に対して、立入検査を実施することとした。
- 令和7年度は鉛製給水管等へ十分な対策が取られていないと考えられる水道事業者等に対して、立入検査を実施した。
- 過年度の報告書等から下記の取組が十分でないと考えられる事業者(132者)に、事務連絡で立入検査の候補になっている旨、及び現在の取組状況についての調査を行った。
- その結果、15者を選定し、立入検査を実施した。

令和7年度に立入検査対象事業者の選定条件

- 鉛製給水管が残存しているにも関わらず、布設替え計画がない又は検討中の事業者
- 水道法第22条の4第1項に基づく水道施設の計画的な更新が十分できていない事業者
- 上下水道耐震化計画を策定していない事業者
- 地震対策マニュアルを策定していない事業者
- PFOS及びPFOAを一度も検査していない事業者（対象事業者なし）

	主な指摘・助言事項	事実関係と指摘・助言の詳細
鉛製給水管について	鉛製給水管の布設替計画が策定されていなかった。	鉛製給水管については、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めること等とされているが、被検査事業者では鉛製給水管の布設替計画が策定されていなかった。 「鉛製給水管布設替えに関する手引き」の紹介や水道事業者が取組む必要性を説明するとともに、速やかな計画策定を指導した。
	鉛製給水管の利用者に対する個別の周知・広報がされていなかった。	鉛製給水管については、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めること等とされているが、被検査事業者では鉛製給水管の利用者に対する個別の周知・広報がされていなかった。 「鉛製給水管布設替えに関する手引き」に掲載されている他事業者の取組（HPでの周知、戸別の周知等）を紹介するとともに、適切な周知・広報をするよう指導した。
	宅地部の鉛製給水管の使用件数を把握していなかった。	鉛製給水管については、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めること等とされているが、被検査事業者では宅地部の鉛製給水管の使用件数を把握していなかった。 残存数把握に向けた取組（メーター検針員による確認、台帳と最終使用年度の突合等）を周知するとともに、速やかな残存数の把握をするよう指導した。
水道施設の計画的な更新について	水道施設の更新に要する費用を含むその事業に係わる収支の見通しを作成していなかった。	水道事業者は、国土交通省令で定めるところにより、水道施設の更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならないとされているが、被検査事業者では、適切に長期的な収支の見通しが作成されていなかった。最低限必要な投資をきちんと市民に説明すること、アセットマネジメントの4D相当の検討を行うことの重要性を説明するとともに、速やかに適切な長期的収支の見通しの作成を指導した。
危機管理マニュアルについて	実働的な災害対策マニュアルについて、一部のマニュアルが未策定及び不十分な記載内容であった。	課題、目標設定及び実現方策として、実働的な災害対策マニュアルの策定、充実化が求められているが、被検査事業者では、一部のマニュアルが未策定であった、策定済のマニュアルにおいても一部記載が不十分な箇所があったため、「危機管理対策マニュアル策定指針」等を参考に、マニュアルを策定することを指導した。